

入札執行公告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行うので公告する。

令和 4年4月18日

静岡県浜松市南区新橋町770

社会福祉法人葵会 理事長 石塚 猛裕

記

1 入札執行者 社会福祉法人 葵会 理事長 石塚 猛裕

2 入札に付する事項

- 入札番号 第1号
- 工事名 社会福祉法人葵会 令和4年度児童養護施設清明寮施設整備事業
- 工事場所 静岡県浜松市南区新橋町 地内
- 工事概要等 構造規模

施設名	構造	階数	延面積
児童養護施設清明寮	鉄筋コンクリート造	3階	改修工事約250㎡

上記に係る建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、解体工事一式

(5) 工期 令和4年7月1日から令和4年10月31日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成20年10月1日浜松市告示第390号）の規定により、今回の公告の日時点で競争入札参加の資格の認定を受けており、市が建築一式工事のA等級に格付した者であること。
- 浜松市内に本店を有する者であること。
- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
- 建築一式工事に係る経営事項審査結果（今回の公告の日時点で最新のもの）の総合評定値（P点）が950点以上、経営状況評点（Y点）が800点以上であること。
- 以下の全てに該当する工事を、本店、支店又は営業所を問わず元請として施工した実績があること（ただし、現在施工中のものは除く）。
 - 今回の公告の日から過去20年以内に竣工していること。
 - 共同企業体で施工したものでないこと。
 - 社会福祉法人が発注した事業であること
 - 都道府県又は市町村が交付決定をした補助事業であること
- 建設業法等に規定する専任の技術者を配置できる者であること。なお、技術者は主任技術者又は監理技術者とするとし、一般競争入札参加資格確認申請書提出日以前に3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、監理技術者については、監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習修了証明書の交付を受けている者であること。
- 浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- (9) 建設業法に規定する建築工事一式に係わる直近の経営事項審査結果において営業年数が30年以上であること。
- (10) 浜松市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領に基づく入札排除期間中でないこと。
- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (13) 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (14) 当法人と人事面において関連がある建設業者でないこと並びに今回の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

4 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間 令和4年4月19日（火）から令和4年5月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで
- (2) 配布場所 〒432-8058 静岡県浜松市南区新橋町770 社会福祉法人葵会 電話番号 053-447-0241
- (3) 配布方法 上記期間・場所において無料にて配付する。